

令和5年度 水質管理責任者の資格講習〈集合形式〉 受講者募集のご案内

東京23区内では、下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある事業場に対し、水質管理責任者を選任して届出を行うよう義務付けられています（東京都下水道条例第7条の16）。

水質管理責任者とは、事業場などから排出される下水を、法令で定める排除基準に適合させるために必要な仕事をする者をいいます。

この講習は、水質管理責任者の資格を付与するための講習です。東京23区内の事業場に勤務される方を対象としています。

今回は集合形式での開催となります。受講料は無料です。今年度の開催は今回で最後となります。また、受講希望者が定員を超えた場合は抽選となりますのでご了承下さい。

対象者

東京23区内の水質管理責任者選任義務がある事業場に現在勤務されている方を対象としています。

- 【甲】 1日につき30リットルを超える汚水を処理する処理施設又は除害施設を有する事業場
- 【乙】 1日につき30リットル以下の汚水を処理する処理施設又は除害施設を有する事業場、
廃液回収等により対応している事業場

講習日程・定員

- (1) 第1回 令和6年1月25日（木） 【甲】 13:00～16:30 （定員）40名
- (2) 第2回 令和6年1月26日（金） 【乙】 9:30～11:50 （定員）40名
- (3) 第3回 令和6年1月26日（金） 【甲】 13:00～16:30 （定員）40名

※甲区分については、二日間の日程のうち当局が指定するいずれか一方の日程を受講していただきます。両日も同一の講習内容です。

会場

銭瓶町ビルディング5階（1,2,3教室）※裏面参照

申込はこちら

申込期間

令和5年12月1日（金）～12月19日（火）

受講の可否及び受講日については、令和6年1月9日までにメールでお知らせします。

申込手続

東京都下水道局HPに、申込フォームURLを掲載いたします。
<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d4/information/6kanri/koushu/shugo/index.html>



申込期限
令和5年
12月19日
（火）



問合せ：東京都下水道局施設管理部排水設備課排水指導担当

電話：03-5320-6585

Mail：S400014@section.metro.tokyo.jp

主催



東京都下水道局

講習内容及び時間割

第1回(甲区分)：令和6年1月25日(木)
第3回(甲区分)：令和6年1月26日(金)

時間	項目
12:30～13:00	受付
13:00～13:35	水再生センターの概要
13:40～14:20	水質管理責任者の役割①
14:25～14:50	水質管理責任者の役割②
14:55～15:35	排水処理施設の維持管理
15:50～16:30	修了テスト

第2回(乙区分)：令和6年1月26日(金)

時間	項目
9:00～9:30	受付
9:30～10:05	水再生センターの概要
10:10～10:50	水質管理責任者の役割①
10:55～11:20	水質管理責任者の役割②
11:30～11:50	修了テスト

※各講義は、動画を視聴していただきます。講師による対面での講義はありません。

会場のご案内



- ◆会場
銭瓶町ビルディング5階
1,2,3教室
- ◆所在地
東京都千代田区大手町2-6-3
- ◆最寄り駅
・東京メトロ「大手町」駅
・東京メトロ「三越前」駅
・東京メトロ「日本橋」駅
・JR「東京」駅

※会場には駐車場・駐輪場がありません。
公共交通機関を利用してご来場願います。

その他・留意事項等

受付

受講可となった方は、当日会場にて受付をしてください。お持ちいただくものは、次のとおりです。

- ①本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等。氏名と生年月日が確認できるもの）
- ②鉛筆もしくはシャープペン
- ③切手280円分（ただし、メールで修了通知書を受け取ることができない方のみ）

講習の修了

○以下①、②の両方の条件を満たしている方を修了者とします。

- ①すべての講義に出席していること
 - ②修了テストにおいて、一定の成績を修めていること
- 修了者には、修了通知書（PDF形式）を東京都下水道局からメールで送付します（令和5年2月を予定）。メールで受け取ることができない方は、郵送（特定記録）で受け取ることができます。